

○盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者の補助組織規則

昭和58年3月19日規則第7号

改正 平成4年4月1日規則第3号（題名改称）

平成19年3月28日規則第7号（題名改称）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の補助組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（出納室の設置）

第2条 会計管理者の権限に属する事務を補助させるため、出納室を置く。

（出納室の分掌事務）

第3条 出納室の分掌事務は、会計管理者の補助組織規則（平成19年矢巾町規則第22号）第2条の規定の例による。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、この規則の施行の際現に在職する収入役の任期中に限り、この規則による改正前の規定は、なおその効力を有する。